

よくある質問 (FAQ) : 技術 関連

最終更新日 : 2025 年 3 月 24 日

編集された FAQ : 49、56、68

追加された FAQ : 50

参考資料

本 FAQ の利用に当たっては、以下を含む、[RE100 のガイダンス](#)もご確認ください。

- RE100 参加要件
- RE100 技術要件
- RE100 信頼できる主張ペーパー
- RE100 メンバーがどのように説明責任を果たすかについてのガイダンス

以下を含む、過去の [RE100 出版物](#)もご確認ください。

- 過去の RE100 年次開示報告書
- RE100 市場概況レポート
- 再エネ電力への移行におけるビジネスリーダーシップに関する RE100 ペーパー (以下、本文書では「RE100 リーダーシップ・ペーパー」という)

RE100 イニシアチブに関する技術的な質問は、technical@re100.orgまでご連絡ください。

RE100 への参加

1. どの企業でも RE100 に参加できますか。

いいえ。RE100 に参加するためには一定の要件を満たす必要があります。電力消費量が年 0.1TWh 以上であることは、その 1 つです。その他の要件については [RE100 参加要件](#) を参照してください。

2. すでに消費電力の 100% を再エネ電力でまかなっている企業でも RE100 に参加できますか。

はい。すでに消費電力の 100% を再エネ電力でまかなっている企業も RE100 に参加できます。企業は、現在の達成状況を維持するとともに、毎年の報告義務を通じて、前年比での実績を報告し、[RE100 技術要件](#) を満たしていることの確認を受けることを約束します。

3. RE100 に参加した場合、次のステップは何ですか。

RE100 メンバー企業は [RE100 技術要件](#) に従って、RE100 目標の達成に取り組み、目標の達成後は毎年、その状態を維持します。

メンバー企業は毎年、CDP コーポレート質問書に回答することで、目標の達成状況を報告する義務があります。

この他、キャンペーン活動への参加、他のメンバー企業との知識の共有、まだ RE100 に参加していない企業への情報提供、クリーン電力革命に関する積極的な発信も推奨されます。

目標設定：対象範囲と除外

4. RE100 目標には何が含まれますか。

RE100 目標は消費量に関する目標であり、目標年までに消費電力の 100% を再エネ電力でまかなうことを目指します。RE100 目標の対象となるのは、組織全体の電力消費量です。

温室効果ガス (GHG) プロトコル (以下、「GHG プロトコル」) に基づき、組織の電力消費量は以下の排出の元となる電力消費量と定義されます。

- すべてのスコープ 2 排出量
- すべてのスコープ 1 排出量

組織・事業バウンダリについては、[GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準](#) の第 3 章「組織境界の設定」を参照してください。リースしたスペースで事業を行っている場合は、同基準の [付録 F](#) も併せてご確認ください。

RE100 では、組織バウンダリの設定方法の選択や適用に関する企業向けガイダンスは提供していません。必要に応じて、コンサルタントが提供するサービス等をご利用ください。

スコープ 1 にもスコープ 2 にも算入されていない、電力消費量の多いフランチャイズ事業が存在する場合、RE100 は当該事業も RE100 目標の対象に含めるようメンバー企業に要請する権利を留保します。

5. 子会社がグループ親会社から独立して RE100 に参加することはできますか。

原則としてはできません。RE100 へのコミットメントは、グループ親会社がグループ全体を対象に行う必要があります。

ただし、親会社と明確に分離されたブランドを持ち、事業に一定の独立性があり、かつ電力消費量が年 1TWh を超える企業については、グループ親会社とは別に単独で RE100 に参加できる場合があります。子会社の単独での参加を認めるかどうかは、Climate Group が個別に判断します。

参加が認められた場合、子会社は RE100 に対する報告義務を果たすために、親会社とは別に CDP への報告を行わなければなりません。

6. RE100 目標から特定の事業や子会社を除外することはできますか。

RE100 マテリアリティ（重大性）の基準に関する規定（詳細は [RE100 技術要件](#) を参照）には、RE100 目標から除外できる電力消費が定められています。

RE100 目標の対象から自動的に除外される業務や事業部門はありません。特定の電力消費を RE100 目標の対象から除外するために適用できるのは、RE100 マテリアリティ（重大性）の基準に関する規定のみです。

このマテリアリティ（重大性）の基準に関する規定を使って RE100 目標から除外した場合も、毎年
の報告義務は適用されます。

7. 建物の一部をリースしていますが、電力の供給は建物の所有者が管理しているため、自社では電力使用量を管理できません。または、電気自動車（EV）を社外で充電しており、その電力使用量は当社の管理外です。このような場合、RE100 目標にどう反映すればよいですか。

まずは、その電力消費量が RE100 目標に含まれているかを確認してください。RE100 の目標に含まれるものについては、FAQ 4 を参照してください。

実務上は、リースしたスペースでの事業運営や社外で行った EV 充電をスコープ 2 排出量に該当する（つまり、RE100 目標の範囲に含まれる）と判断した場合、自社では電力供給を管理していても、電力と分離された EAC を購入し、その EAC を使うことで、供給を受けた電力の使用について主張することができます。同様に、マネージドサービスとして供給されている電力に再エネ電力が含まれる場合、その供給を管理している主体（建物の所有者、貸主）から、再エネ電力の使用を主張する権利を契約に基づいて譲り受けることも可能です（マネージドサービスとして供給されている再エネ電力の報告方法については、FAQ 45 を参照してください）。

8. バックアップ発電は RE100 目標に含まれますか。

含まれません。しかし、特定の条件下では例外的に含まれる場合があります。

2017 年 1 月よりも後に RE100 に参加した企業の場合、RE100 コミットメントの対象には、当該企業が生産・消費するすべての電力が含まれます。

ここにはバックアップ発電、ピークカット発電、プライムパワー発電、あるいは熱電併給（CHP、コージェネレーション）の形で、化石燃料を使用して発電された電力が含まれる可能性があります。バックアップ発電は、多くの業界で一般的に行われていますが、実際の使用頻度は非常に低いため、目標の範囲から除外しても大きな影響はありません。報告に係る負担も軽減されます。

したがって、停電時にのみ使用される緊急時用バックアップ発電によるスコープ 1 の電力消費は、RE100 目標から除外できます。しかし、プライムパワー、CHP、および建設やピークカット用途で常用されるシステムについてはグリーン化が求められます。

RE100 目標の達成

9. RE100 目標に達成期限はありますか。

あります。RE100 目標には、以下を最低限の目標として設定する必要があります。

- 2030 年までに 60%
- 2040 年までに 90%
- 2050 年までに 100%

RE100における現在の平均は2031年までに100%です。

RE100に参加した企業が中間目標をどのように設定すべきかについての正式な方針は、[RE100 参加要件](#)を参照してください。

これは、すべてのRE100メンバー企業が遵守しなければならない世界共通の最低限の目標です。メンバー企業は、自社が事業を展開している地域をふまえて、各市場にふさわしい、より意欲的な中間目標を設定する必要があります。困難な状況にある市場においても、RE100目標を達成している企業は存在するため、すべての市場において、メンバー企業には意欲的な目標を設定し、公表することが推奨されます。

より短期的な目標を設定することも可能です。RE100はメンバー企業に対し、3~5年ごとに中間目標を設定し、自社の電力消費に対して、信頼性の高い脱炭素化ロードマップを策定することを推奨しています。

10. 再エネ電力消費の拡大に向けたロードマップはどのように策定すればよいですか。

RE100は、企業がRE100目標の達成にどのように取り組むべきかに関する助言は提供していません。RE100が提供するものは、進捗状況の測定方法に関するルール（技術要件）です。

企業は達成戦略を策定するために、[CDP 認定ソリューションプロバイダー](#)の支援を受けることも可能です。

11. 成果を公表する前に、目標の達成状況を検証するプロセスはありますか。

あります。RE100は、メンバー企業がRE100目標あるいは中間目標を達成したと公表する前に、各社の主張が[RE100 技術要件](#)を満たしているかを[検証](#)します。

この検証が、毎年の報告義務を通じて、あるいは必要に応じて、どのように実施されるかについては、[RE100メンバーがどのように説明責任を果たすかについてのガイダンス](#)で説明しています。

12. 目標年が近づいていますが、再エネ電力を購入できない市場があります。どうすればよいですか。

市場に再エネ電力を入手する手段がない場合、企業はRE100目標を達成できません。これは企業側の失敗ではなく、市場側の失敗です。市場が需要に見合った供給を提供できていないことを意味します。しかし企業が「次善の策」として、別の市場で発電された再エネ電力に対して発行されたEACを購入し、市場の失敗を補うことはできません。RE100は「セオリー・オブ・チェンジ（変化の理論）」の考え方にに基づき、企業が再エネ電力を消費していない場所に常に注目しています。

企業にできることは、自社が事業を展開している市場の課題について声を上げることです。一部の市場では、RE100は政策ワーキンググループに参加する機会をメンバー企業に提供しています。こうしたワーキンググループの目的は、調達障壁を下げることです。RE100ワーキンググループがない市場では、企業は調達障壁を下げるための提言活動を独自に行うことも可能です。企業には、CDPへの毎年の報告を通じて、各市場で自社が直面している障壁を開示することも推奨されます。

13. RE100目標を達成した企業は、その後何をしますか。

RE100目標の達成は重要ですが、企業は目標の達成後だけでなく、達成過程において、自社の調達が生み出すインパクトについても考える必要があります。インパクトの指標については、RE100年次開示報告書に掲載されている、メンバー企業の進捗表をご確認ください。これらの指標は、企業がRE100目標の達成に至る各段階で生み出すインパクトを明らかにするためにRE100が使用しているものです。目標達成後は、RE100の政策提言活動により積極的に参加することもご検討ください。

再生可能エネルギー源

14. RE100 が「再生可能」と見なすエネルギー源は何ですか。

[RE100 技術要件](#)の第3セクションを参照してください。

15. RE100 目標の達成に使用できるエネルギー源に原子力が含まれないのはなぜですか。

RE100 が原子力を RE100 目標の達成に使用できるエネルギー源と認めていない理由はいくつかあります。

原子力は、一般的に認知されているいかなる定義においても、再生可能と見なされていません。

さらに重要な点として、RE100 は原子力を、エネルギー調達における消費者の選択が影響を与えられるエネルギー源とは考えていません。RE100 キャンペーンの目的は、企業のエネルギー調達に関する選択を通じて、企業が事業を展開している地域の系統に集団として影響を与え、変化を促すことです。ここには調達活動を通じた直接的な影響と、調達が政策立案者に送るシグナルが生み出す間接的な影響の両方が含まれます。新たな原子力発電所の建設は時間がかかるだけでなく、公的補助金の投入が不可欠です。企業が電力を原子力発電所から自主的に調達することで、新規の原子力発電設備が建設される可能性はほとんどありません。それと対照的に、新たな再エネ電力設備は比較的短期間で導入でき、補助金を必要としないことも多く、企業の自主的な調達が大きな支援となります。もし RE100 が原子力によって発電された電力を、再エネ電力の使用として主張することを認めた場合、個々のメンバー企業は RE100 目標に近づくことはできても、それは当該企業だけの進捗であって、集団としての変化に貢献することはできません。

また、RE100 は（メンバー企業が集団として変化を促すための重要な手段として）調達対象となる発電設備の稼働年数に制限を設けています。しかし過去 15 年間に、新しい原子力発電所の運用を開始した国はほとんどありません。

16. 燃料電池によって発電された電力は再エネ電力と見なされますか。

燃料の調達源によります。燃料電池自体は、再生可能でも再生不能でもありません。燃料電池が再生可能な燃料を消費している場合、発電される電力は再生可能と見なされます。化石燃料を消費している場合、発電される電力は再エネ電力とは見なされません。

17. エネルギー貯蔵システムから調達した電力は再エネ電力と見なされますか。

[RE100 技術要件](#)の第3セクションを参照してください。

18. 波力や潮力によって発電された電力は再エネ電力と見なされますか。

波力は風力に由来するもので、RE100 は風力を再生可能と見なしています。波力発電は商業化の例がきわめて少なく、これまでのところ、波力発電によって生み出された電力の使用報告を希望した企業はほぼありません。

一方、潮力は独立したエネルギー源です（つまり、[RE100 技術要件](#)の第3セクションに掲載されているエネルギー源に由来するものではありません）。潮力は再生可能ですが、RE100 技術要件の第3セクションには掲載されていません。これは潮力発電は商業化の例が少なく、使用報告を希望する企業がほとんどないためです。今後、潮力発電によって生み出された再エネ電力の使用報告があった場合、RE100 はその主張を認める方針です。

19. どうすれば購入したバイオマス発電または水力発電由来の電力が持続可能であることを確認できますか。

RE100 技術要件は、バイオマスまたは水力を利用して発電された再エネ電力の使用を主張する場合、何らかの形で持続可能性を保証することを求めています。保証の手段としては第三者認証が推奨されていますが、必須ではありません。

企業は、第三者認証以外の方法でバイオマスと水力の持続可能性に対する保証を得ることができます。ただし、企業自身が得られた保証のレベルに満足していること、持続可能性に対する保証の根拠を透明性をもって報告することが条件となります。RE100 が持続可能性の保証について、特定の方法を推奨することはありません。

20. 流れ込み式水力発電、パイプラインや灌漑用水路、または発電以外の用途で使用されている導管を利用した水力発電は、本質的に持続可能と見なされますか。

いいえ。流れ込み式水力発電は本質的に持続可能ではありません。ダムの建設を伴う場合もあります。流れ込み式のプロジェクトは、1年を通じた河川の流れを変えることはなくても、日単位あるいは時間単位で水量の変化（例：ハイドロピーキング）を引き起こすことがあります。加えて、水生生物や粒子の大きい土砂が流れに合わせて自然に移動することを妨げる可能性があります。こうした側面は、すべて慎重に評価し、管理する必要があります。水力発電の持続可能性に関する第三者検証基準は、流れ込み式水力発電を含めて、発電施設全体の持続可能性を評価します。

パイプラインや灌漑用水路、または発電以外の用途で使用されている導管を利用した水力発電は、商業利用されている水力発電のごく一部にすぎません。この種の水力発電は多岐にわたるため、そのすべてが持続可能であると一律に想定することはできません。

21. 貯水池に対する法定の環境影響評価によって、水力発電の持続可能性を保証できますか。

多くの市場では、貯水池式水力発電は法律により、環境影響評価を受けることが義務付けられています。RE100 は、こうした影響評価の内容を評価する立場になく、こうした評価のみを根拠として、企業バイヤーが水力発電の持続可能性を一律に保証できると断言することはできません。貯水池が環境影響評価を受けたという事実は、それが持続可能であることを意味しません。影響評価を担当する公的機関が、適切な能力を備えた独立した第三者であるかどうかについても疑義があります。

本件については、国際水力発電協会（International Hydropower Association : IHA）が[水力発電の環境・社会評価と管理に関するガイド](#)を発行しています。

22. バイオマスと水力の持続可能性に関する保証は、いつまでに確保する必要がありますか。

RE100 では、バイオマスと水力の持続可能性に関する記載を、2022 年の RE100 技術要件に対する変更ではなく、既存のガイダンスの明確化と位置づけています。そのため、メンバー企業がバイオマスと水力の持続可能性に関する保証を確保するための移行期間に関するガイダンスは用意していません。

報告

23. メンバー企業は毎年、どのようなデータを報告する必要がありますか。また、なぜ報告が必要なのですか。

RE100 が要求する情報開示の中身については、該当する [RE100 報告ガイダンス](#) を参照してください。企業が報告したデータを RE100 がどのように活用しているかについては、[RE100 メンバーがどのように説明責任を果たすかについてのガイダンス](#) で説明しています。

RE100に参加した企業は、自社のRE100目標に向けた進捗状況を開示し、説明責任を果たすため、RE100に対して毎年報告を行う義務を負います。この義務の履行、社会に対する説明責任、報告データから導き出されるインサイトが、RE100の信頼性とリーダーシップを支える柱となっています。

24. 報告期間は変更できますか。

場合によっては可能です。たとえば、合併や買収といった管理上の理由、または報告期間を自国の会計年度と合わせるといったベストプラクティスに基づき、翌年の報告対象となる12ヶ月間の変更が認められる場合があります。

CDPの質問書に回答する際、冒頭の質問（質問1.4）に対する回答の中で、報告対象となる1年間の開始日と終了日を明記します。ここで過去の報告と異なる期間を選択した場合は、質問7.1.2「貴組織の排出量算定方法、バウンダリ（境界）、および報告年、またそのいずれかの定義は報告年に変更されましたか。」において、その理由を説明します。

25. 過去にRE100に報告した電力消費量や再エネ電力消費量のデータを修正できますか。

できません。ただし一定の条件下では、例外的にCDPへの回答を修正できる場合があります。詳細は、コーポレート質問書への回答の修正に関するCDPのポリシーを参照してください。同ポリシーでは、報告期限後、**同一年度**の一定の期間内に限り、通常は有料で回答を修正できるケースが説明されています。ただし、**過年度**の回答の修正は認められていません。

合併や買収によって組織のバウンダリが変更された場合、過去の電力消費量や再エネ電力の調達に関するデータに変化が生じることがあります。しかし、こうした変化はその後のRE100の年次開示報告書には反映されません。過去の報告年に提出した内容が、そのまま掲載されます。CDPの質問書に**新たに**回答する際に、組織バウンダリの変更を反映する目的で、過去の報告年の温室効果ガス排出量の数字を修正再表示することは可能ですが、それ以外のデータポイントでの修正再表示はできません。

RE100では、過去のデータはその時点でのRE100の状態を反映しているべきだと考えています。そのため、メンバー企業が発行している資料に記載された過去の電力消費量や再エネ電力調達量の合計値と、RE100の年次開示報告書に掲載されている数値が一致しない可能性があります。これは数値の基礎となる組織バウンダリが異なるためです。

ガイドラインと技術要件

26. 企業が再エネ電力の消費について、信頼性の高い主張を行うために活用できるガイドラインはありますか。

あります。

- [RE100 技術要件](#)
- [RE100 信頼できる主張ペーパー](#) – 再エネ電力の使用・提供に関する主張の信頼性を裏付けるために、再エネ電力源や購入メカニズムが満たすべき要件が定められています。これらの要件は、市場のタイプや発展段階にかかわらず、あらゆる国の電力市場に適用可能です。この資料には、再エネ電力の使用に関する検証、報告、コミュニケーションに関するガイダンスも掲載されています。

上記のガイダンス文書はすべての市場に適用されます。多くのメンバー企業から要望があれば、RE100は特定の市場向けのガイダンスを提供する場合がありますが、メンバー企業が事業を展開している市場は150を超えるため、すべての市場に対応することは不可能です。

27. 技術要件が改訂されたり、ルールが変更されたりする可能性はありますか。その理由は何ですか。

[RE100 技術要件](#)の第2セクションを参照してください。

28. GHG プロトコルの改訂は RE100 の技術要件にどのような影響を与えますか。

GHG プロトコルについては現在、ステークホルダーによるレビューが進められており、温室効果ガスの報告方法に大きな変更が加えられる可能性があります。RE100 技術要件と GHG プロトコルは、エネルギー関連の排出量報告や主張に同じ手段とデータを用いており、密接な関係にあります。GHG プロトコルの改訂プロセスの概要とステークホルダーからのフィードバックについては、[このページ](#)をご確認ください。

RE100 にとって、特に重要なのはスコープ 2 品質基準（現在のスコープ 2 ガイドランスの第 7 章参照）の改訂のうち、特に市場バウンダリ（境界）に関する部分です。RE100 は[再エネ電力の使用についての信頼できる主張](#)を定義するために、これらの基準を採用しているためです。GHG プロトコルが市場境界の定義を明確にした場合、RE100 の定義も強化するか、完全に置き換えることが必要となります。GHG プロトコルが市場境界（バウンダリ）について、電力の消費とエネルギー関連の主張の物理的なつながりを断つような変更（市場バウンダリの著しい拡大や完全な撤廃）を加えた場合、RE100 が採用しているセオリー・オブ・チェンジ（変化の理論）の考え方と完全に逆行することになります。RE100 の政策提言戦略は、企業が再エネ電力にアクセスしやすくすることを目的としており、電力の消費地と不可分の関係にあります。

29. 2024 年に提案された RE100 技術要件に対する変更案

2024 年の技術要件に関する公開協議の詳細は、RE100 のガイドンスページを参照してください。このページには、協議資料、RE100 の決定をまとめた回答文書、協議期間に寄せられたフィードバックの概要等が掲載されています。新たな技術要件は 2025 年 3 月に発表されました。

信頼できる主張

30. 再エネ電力の使用を信頼性をもって主張するためには、どのような書類や証拠が必要ですか。

[RE100 は、信頼性がある限り、再エネ電力の使用についてのあらゆる主張を認めています](#)。重要なのは、企業の主張が信頼できることであり、具体的にどのような文書が必要かは定めていません。しかし再エネ電力の消費については、第三者検証を受けることを義務付けています（[技術要件](#)の第 6 セクションを参照）。第 6 セクションに記載しているように、この検証要件は、ほとんどの企業が実施しているスコープ 1、スコープ 2 排出量の検証プロセスによってすでに満たされています。そのため、主張を裏付けるために必要な書類については、GHG 監査人が助言できる可能性があります。

RE100 は、CDP コーポレート質問書に対するメンバー企業の回答をもとに各社の主張を認めます。情報の開示や承認の方法については、最新の[RE100 報告ガイドンス](#)を参照してください。

31. 再エネ電力の「二重計上」や「二重主張」が発生する理由は何ですか。

二重計上と二重主張は、どちらも再エネ電力のトラッキングに関する問題ですが、意味はやや異なります。

再エネ電力の二重計上は、同一の再エネ電力が複数の方法でトラッキングされていることを意味します。たとえば、同一の発電所が複数の EAC 登録システムに登録されていると、それぞれのシステムで同じ電力が重複して計上されることとなります。

再エネ電力の二重主張は、複数の企業が同一の再エネ電力を使用したと主張することを指します。上記の例で行くと、その発電所に対してシステム A から発行された証書を購入した者と、その発電所に対してシステム B から発行された証書を購入した者が、同じ発電量に対して再エネ使用を

主張した場合、二重主張となります。この例において、再エネ電力の使用を信頼性をもって主張する唯一の方法は、一方がシステム A と B の両方から証書を購入し、単一の主張を行うことです。

32. 再生可能エネルギーの契約手段とは何ですか。

再生可能エネルギーの契約手段とは、再生可能エネルギー属性を売買するために、二者間で締結される契約のことです。

これらの属性は、電力の価値と合わせて取り引きされる場合もあれば、電力の価値と切り離して取り引きされる場合もあります。

企業がエネルギーを購入したり、そのエネルギーの特定の属性について主張したりするために一般に入手・利用可能な契約手段には、エネルギー属性証明（REC、GO など）のほか、電力購入契約（PPA）などの直接契約がありますが、状況は市場によって異なります。

33. トラッキング手段には、どのような品質要件がありますか。

契約に基づいて配分された属性について信頼できる主張を行うためには、以下の要件を満たさなければなりません。

- 信頼できる発電データ
- 属性の統合
- 属性の排他的所有権（二重計上がないこと）
- 属性の排他的主張（二重主張がないこと）
- 主張について地理的市場制限
- 主張についてビンテージ（発電日）の制限

これらの要件の詳細については、[RE100 信頼できる主張ペーパー](#)を参照してください。

再エネ電力の調達方法

34. 現在、RE100 で認められている調達タイプは何ですか。

[RE100 技術要件](#)の第4セクションを参照してください。

35. 系統の再エネ電力比率を自社の主張に利用できますか。

いいえ。ほとんどの国や地域では、系統の再エネ電力比率を自社の主張に利用することは、他の企業が能動的に購入した再エネ電力の二重主張と見なされます。

しかし、ごく限られたケースですが、RE100 が能動的な調達に基づかない、再エネ電力の使用についての主張を認める場合があります。こうしたケースについての詳細なガイダンスは、[RE100 技術要件](#)の第4セクション「受動的調達」で説明しています。

36. 系統の再エネ電力比率が高い国や地域の場合はどうですか。

再エネ電力比率が高い国でも、多くの場合は企業が再エネ電力を自社に配分する仕組み（例：EAC 登録システム）が存在します。つまり、能動的な調達が必要です。

一方、再エネ電力比率が非常に高いにもかかわらず、企業が再エネ電力を自社に明確に配分する仕組みがない国もあります。RE100 では、そのような市場で事業を行っている企業に対して、不必要なコストや手続きを課すことは有益ではないと考えています。そのため、RE100 では「再エネ電力比率が95%以上で、かつ再エネ電力を個々の企業に配分する仕組みがない市場の場合、系統からのデフォルト再エネ電力供給」を認めています。

この調達タイプについての詳細なガイダンスは、RE100 技術要件の第4セクションの5.2項を参照してください。現在、この調達タイプが認められているのはパラグアイ、ウルグアイ、エチオピア

アのみです。この三国以外に、この調達タイプが適用されると考えられる国があれば、technical@re100.org まで裏付けとなる資料をお送りください。

37. コスタリカはすでに再エネ電力比率が 99%を超えています。なぜ再エネ電力を購入する必要があるのですか。

コスタリカには EAC 登録システムがあるため、再エネ電力の能動的な調達が可能です。そのため、システムの再エネ電力比率を自社の再エネ電力の使用についての主張に利用することは、他社が能動的に購入した再エネ電力の二重主張となります。

38. 電力の大口需要家として、政府から再エネ電力の使用目標を課されている場合はどうなりますか。

再エネ電力目標を直接課されており、かつその目標を満たすだけの再エネ電力を調達している場合、[RE100 技術要件](#)のその他の要件を満たしていることを条件として、当該調達分を RE100 にカウントすることができます。

39. オーストラリア首都特別地域 (ACT) は 100%再エネ電力です。自社の再エネ電力の使用としてカウントできますか。

いいえ、自動的にカウントできません。

オーストラリアには EAC システムがあるため、能動的な調達が可能です。ただし RE100 技術要件第 4 セクションの 5.1 項「エネルギー属性証明 (EACs) によって裏付けられた系統からのデフォルト再エネ電力供給」に規定されているように、受動的なアプローチが信頼できる主張として認められる場合があります。このアプローチでは、再エネ電力がデフォルトで供給され、消費者に代わって償却された EAC によって裏付けられている場合に限り、受動的主張が認められます。オーストラリアの再生可能エネルギー目標 (RET) 制度は、こうした主張の根拠となる場合があります。

それ以外のケースでは、オーストラリア全土で能動的調達が求められます。

40. ニュージーランドについてはどうですか。同国の系統はすでに再エネ電力比率 85%を達成しています。なぜ使用した電力を再エネ電力として主張できないのですか。

ニュージーランドでは、複数の方法で再エネ電力を能動的に調達することが可能です。そのため、システムの再エネ電力比率を自社の再エネ電力の使用についての主張に利用することは、他社が能動的に購入した再エネ電力の二重主張となります。

41. カナダのブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、ケベック州では、電力系統における再エネ電力比率が 95%を超えています。なぜ再エネ電力の能動的な調達が必要なのですか。

カナダ全体では、システムの再エネ電力比率は 95%未満です。また、再エネ電力比率の高い州を含めて、カナダには再エネ電力を能動的に調達する方法が複数存在します。そのため、能動的な調達が求められます。

ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、ケベック州では、RE100 は企業バイヤーに以下を推奨しています。

- サプライヤーまたは電力会社に対し、再エネ電力を能動的に配分する契約を求める。現在、これらの州の電力契約には企業バイヤーへのエネルギー属性の配分に関する記載がないことを RE100 は把握しています。もし、契約にこうした記載があれば、再エネ電力発電を証明するために EAC を発行するコストをかけなくても、再エネ電力の使用について信頼できる主張ができる場合があります。
- サプライヤーや電力会社に対し、供給する電力に対して EAC を発行するよう依頼する。そうすることで、[RE100 技術要件](#)第 4 セクションの「エネルギー属性証明 (EACs) によって裏付

けられた系統からのデフォルト再エネ電力供給」に規定されているように、デフォルト契約（再エネ電力を指定していない契約）を結んでいる企業は、デフォルト供給された電力に含まれる、EACによって裏付けられた再エネ電力の使用を主張できるようになります。

42. RE100 は国境を越えた金融的（仮想的）PPA を認めていますか。

市場バウンダリを遵守している再エネ電力の使用について主張する場合に限り、国境を越えた金融的（仮想的）PPA は認められます。RE100 の市場バウンダリの定義については、[RE100 技術要件](#) の付録 B を参照してください。

43. 再エネ電力の使用を主張するために、カーボンオフセットやカーボンクレジットを使用することはできますか。

いいえ。オフセットと EAC（エネルギー属性証明）は本質的に異なる手段です。オフセットが示しているのは、オフセットによって資金を調達するプロジェクトが存在しなかった場合の排出シナリオと比較して、世界全体で削減または回避された温室効果ガス（GHG）排出量です。オフセットと、世界全体で回避された排出量に関する主張は、発電に関するエネルギー属性についての主張とは別のものです。オフセットは、プロジェクトレベルの算定によって、回避された二酸化炭素の量を伝えるものであって、EAC のように、発電時に発生した、発電に直接起因する排出に関する情報を伝えるものではありません。

したがって、オフセットではスコープ 2 に該当する電力属性についての主張はできません。

詳細については、[GHG プロトコル「スコープ 2 ガイダンス」](#) のセクション 8.2.4 「オフセットクレジットとの関係」を参照してください。

44. 会社が選択した報告期間の REC 償却データを電力会社やサプライヤーが公開していない場合、米国でデフォルト供給再エネ電力をどのように報告できますか。

企業が米国でデフォルト供給再エネ電力に関する主張・報告を行うためには、自社の報告期間に対応したデータが必要です。電力会社やサプライヤーからデータを入手できない場合、デフォルト供給再エネ電力に関する主張・報告はできません。12 ヶ月間の報告期間のうち、一部の期間についてのみデータを入手できる場合、その期間の再エネ電力の消費量についてのみ、主張・報告が可能です。データを適時に入手するために、電力会社やサプライヤーと連携することが推奨されます。

RE100 は、デフォルト供給契約で再エネ電力を調達する場合、データの入手に関する問題が起り得ることを認識しています。RE100 は企業に対し、サプライヤーにより良いデータの提供を求めること、自社の主張を裏付けるデータが入手できるまで主張は行わないことを期待します。

45. 事業用に借りているスペースの貸主またはデータセンター事業者から再エネ電力の供給を受けています。この場合、RE100 が認めるどの調達タイプに該当しますか。

この質問に答えるためには、供給を管理している事業者からの情報提供が必要です。借主に供給する再エネ電力をどのように調達しているかを事業者を確認してください。供給を管理している事業者が、屋上に設置された太陽光パネルの所有者である場合、RE100 技術要件は、第三者が所有する敷地内（オンサイト）の再エネ発電設備からの（物理的 PPA に基づく）購入として報告するよう明確に定めています。しかし供給を管理している事業者が、系統から調達した再エネ電力を企業に供給している場合、状況はやや複雑になります。供給を管理している事業者が、電力と分離された EAC を購入している場合、借主である企業は、電力と分離された EAC の使用を報告する必要があります。同様に、もし供給を管理している事業者が、サプライヤーとの契約に基づき、借主が消費する再エネ電力を調達している場合、借主である企業はサプライヤーとの契約に基づき、再エネ電力の使用として報告する必要があります。

しかし、もし借主である企業が物理的 PPA または金融的 PPA を締結している場合は、PPA の相手方である発電事業者との関係を考慮する必要があります。この場合、PPA を通じて、貸主がど

の程度リスクを借主に転嫁しているかを検討する必要があるかもしれません。明確なシナリオはなく、RE100はマネージドサービスとして供給されている電力をPPAとして報告する基準を定めていません。企業は技術要件に定義されている調達タイプをもとに、自社が受けている供給に最も適したものを選択する必要があります。そのためには、供給を管理している事業者と十分な協議を行うことが不可欠です。

46. この再エネ電力の消費は自家発電として報告すべきですか、それとも再エネ電力の購入の一形態として報告すべきですか。

この質問は、再エネ電力の調達アプローチの一環として再エネ発電設備をリースしている企業、あるいは再エネに「投資している」という漠然とした主張を行っている企業から頻繁に寄せられます。また、再エネ電力調達を発電設備の運転開始から15年以内とする制限の適用を免除されるかどうかを確認したいと考えている企業からも、よく聞かれる質問です。

再エネ電力の消費が自家発電に分類されるかどうかは、(スコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量を決定する)活動バウンダリに完全に依存します。活動バウンダリは、企業が組織バウンダリの設定アプローチ(経営支配力、財務支配力、出資比率)を適用した後に決定されます。

仮に、その再エネ電力発電設備が化石燃料を利用する発電所だとして、その発電所からの排出がスコープ1に計上されると考えられる場合は、自家発電に分類します。

リース資産からの排出の報告に用いられるスコープは、組織が使用している組織バウンダリの設定アプローチ(経営支配力、財務支配力、出資比率)と当該資産のリースタイプによって異なります。GHGプロトコルの付録Fに詳しいガイダンスが掲載されていますが、記載されているリース分類は最新のものではありません。現行のリース分類をもとに、自社のリース資産からの排出の分類方法を知りたい場合は、コンサルタントに助言を求めてください。GHGプロトコルは次のアップデートで、リース資産からの排出の報告方法について、新たなガイダンスを公表する可能性があります。

リース資産からの調達が(自家発電ではなく)再エネ電力の購入と分類される場合でも、プロジェクト特定調達であること(リース契約上、必然的にそう定義されると推定される場合)、企業が最初のプロジェクトからのオフテーカーであること、または完全に免除対象となる調達タイプに分類されること(敷地内での発電、自営線による調達)を条件として、発電設備の稼働年数の制限の適用が免除される可能性があります。

エネルギー属性証明 (EACs)

47. エネルギー属性証明 (EACs) とは何ですか。

エネルギー属性証明 (EACs) とは、発電に関する情報を電力の販売、流通、消費、規制に関わっている他の主体に伝えるために、電力セクターで使われている契約手段の一種です。通常は、1 EAC = 1MWh の再エネ電力に相当します。EAC は、再エネ電力の使用を主張する企業と同じ市場バウンダリ内で事業を行っている再エネ発電事業者に対して発行されます。EAC は、属性の二重計上を確実に防止できる、信頼できるトラッキングシステムを備えた市場でのみ使用されています。EAC には、電力と分離されていない EAC と、電力と分離された EAC の 2 種類があります。電力と分離されていない EAC は、(直接 PPA 等を通じて) 電力と合わせて供給されるのに対して、電力と分離された EAC は電力は供給されません。重要な点として、EAC はカーボンオフセットではありません。EAC は、企業が再エネ電力の購入を正確に処理できるようにするための契約手段です。

48. RE100 が認めるエネルギー属性証明 (EACs) システムにはどのようなものがありますか。

RE100 は、再エネ電力の使用についての信頼できる主張を可能にする、すべてのトラッキング手段または EAC システムを認めています。

2025年3月に発表されたRE100技術要件には、EACsが一般的に使用されている市場では、系統からの再エネ電力購入にEACsの償却を義務づける新たなルールが追加されました。この新ルールの詳細については、新しい技術要件の第5セクションおよび付録Cを参照してください。

RE100では、信頼できる主張を行うためのシステム、トラッキング手段、または製品の網羅的なリストは作成していません。また、特定のシステムや製品を推奨することはありません。以下は、RE100メンバー企業が過去の主張において使用し、RE100が認めたことのあるEACシステムの一覧です。このリストに掲載されていないEACシステムについては、単に当該システムを利用して再エネ電力の使用を主張したRE100メンバー企業がまだ存在しないことを意味するにすぎず、当該EACシステムに信頼性がないことを意味するわけではありません。

- REC (米国とカナダ)
- GOs (欧州)
- REGO (英国)
- T-REC (台湾)
- J-クレジット、NFC、GEC (日本)¹
- I-REC (世界全体)
- TIGR (世界全体)
- GEC (中国)
- LGCs (オーストラリア)
- NZECS (ニュージーランド)
- 韓国の国家EACシステム
- インドの国家EACシステム
- zaRECs (南アフリカ)

49. RE100が2020年に発表した、GECを利用した主張に関する推奨事項は現在も有効ですか。

RE100は2020年にGECに関する技術評価を発表し、このシステムを利用して報告を行う企業に対し、2つの追加ステップを講じることを推奨しました。これは、属性の統合に関する懸念（GECは中国のカーボンオフセット制度である中国認証排出削減量（CCER）クレジットと重複して発行される可能性がある）と、ビンテージ制限に関する懸念（GECには有効期限の仕組みがない）によるものでした。中国の国家能源局（NEA）は2023年にGECシステムの変更を発表し、2024年に実行しました。この変更により、2020年の技術評価で指摘された懸念は解消されました。

これを受けて、RE100は2020年の技術評価を再発行し、GECシステムに対する最近のアップデートにより、以前に推奨していた追加ステップはもはや不要となった旨を伝える新たな段落をウォーターマーク付きで追加しました。

¹ NFC（非化石証書）は、必要なトラッキング情報と合わせて調達する必要があります。この情報がなければ、企業はどの発電事業者から再エネ電力を購入しているのかを把握できません。[RE100の日本に関する市場概況レポート](#)を参照。

50. RE100 は、中国で発行された I-REC を用いた再エネ電力の使用についての主張を現在も認めていますか。

中国の国家能源局（NEA）が 2024 年に発表した方針を受けて、2024 年 12 月 21 日より後に中国で発電された再エネ電力に対しては、I-REC が発行されないことになりました。2025 年よりも前に発電された電力に対して発行された I-REC を使用した主張は、引き続き認められます。

51. 平和再生可能エネルギークレジット（Peace Renewable Energy Credits : P-REC）についてはどうですか。

P-REC は、I-REC の認定発行団体である Energy Peace Partners が I-REC 基準に基づいて発行している I-REC の一種です。P-REC は、他の再エネ証書と比べてインパクトと強く結びついています。これは P-REC の販売収益が、再エネ投資がほとんど行われていない、脆弱なエネルギー貧困地域を初めて電化するためのプロジェクトに充当されているからです。現在、P-REC はチャド、コンゴ民主共和国、エチオピア、ハイチ、ソマリア、南スーダン、ナイジェリア、ウガンダで発行可能ですが、今後、発行対象国は増える見込みです。企業は、事業を展開している国で発行された P-REC を使って再エネ電力の使用を主張できます。RE100 は、P-REC を再エネ電力の購入に関わる「追加的、自主的なラベル」と見なしています（[RE100 技術要件](#)の第 5 セクションを参照）。RE100 技術要件（例：市場バウンダリ）を満たす形で P-REC を購入している場合、RE100 から追加的な認知を得ることができます。

52. RE100 に特定の REC/EAC システムを承認してもらうためにはどうすればいいですか。

RE100 には、EAC システムや個別の製品の評価を行う人員や体制はありません。上記のリストに含まれていない EAC システムの使用を希望する場合は、[RE100 信頼できる主張ペーパー](#)を用いて、その EAC システムを自主的に評価してください。

53. 証書にビンテージ（発電日）の制限はありますか。

あります。信頼できる再エネ電力の主張を行うためには、エネルギー属性を示す証書のビンテージと、当該証書が適用される電力消費の報告年とが「合理的に近い」ものでなければなりません。しかし、「合理的」が何を意味するかは市場によって異なり、公式に合意された定義は存在しません。RE100 は、具体的なビンテージ制限を定めていません。

企業は認証基準、主張の検証・認知プログラム、GHG インベントリ報告システムを参照することで、発電のビンテージが消費時点と大きく前後に乖離しないようにすることができます。

Green-e®基準はビンテージを 21 ヶ月以内と定めており、RE100 はこれを合理的な慣行として推奨しています。この要件では、ある 12 ヶ月間の電力消費報告期間に対して使用できる再エネ電力を、報告期間前の 6 ヶ月、報告期間の 12 ヶ月、または報告期間後の 3 ヶ月に発電されたものに限定しています。

54. 熱電併給（CHP）プラントで発電・消費される電力を、エネルギー属性証明（EACs）を使ってグリーン化できますか。

ほとんどの場合は不可能です。RE100 は企業に対し、CHP プラントからの排出は自社にとってスコープ 1 とスコープ 2 のどちらに該当するか、CHP プラントは敷地内と敷地外のどちらにあるか、敷地外にある場合、当該 CHP で発電された電力は自営線によって供給されているか、系統を通じて供給されているかを明らかにすることを求めています。こうした情報をもとに、化石燃料を使用している CHP から調達した電力を EAC を使って脱炭素化することが信頼できるかどうかを決定します。

EAC は、系統から供給された電力の環境属性を伝達するスコープ 2 の手段です。EAC をスコープ 1 の排出や、共有電力系統以外から供給された電力（例：自営線による供給）に適用することはできません。

RE100 は、接続タイプや化石燃料由来の排出が属するスコープを問わず、化石燃料を利用して敷地内で発電された電力を、当該化石燃料に起因する排出量を直接的または契約によって削減しないアプローチを通じて脱炭素化することを支持していません。敷地内に CHP 設備がある企業は、敷地内に化石燃料による発電設備を設置し、利用することを選択していることになります。これは再エネ 100%の達成を目指す RE100 が支持できる戦略ではありません。

敷地内の CHP プラントまたは自営線でつながれた敷地外の CHP プラントによって発電された電力を脱炭素化するためには、スコープを問わず、以下のいずれかの方法を取る必要があります。

- 再生可能エネルギーシステムに切り替える
- 敷地内の発電に使用する燃料をバイオディーゼルやバイオガス等の再生可能燃料に切り替える
- 同じガスネットワークからグリーンガス証書（例：ERGaR）を購入する

契約に基づき、敷地外の CHP プラントから系統を通じて電力の供給を受けており、その排出が自社にとってスコープ 2 に該当する場合、RE100 は EAC を用いた脱炭素化を認めています。しかし、これは推奨されるアプローチではありません。契約を通じて調達された CHP 電力は、化石燃料由来という属性を企業にもたらします。再エネ電力の調達を示す EAC では本来、化石燃料由来という属性を置き換えることはできません。

55. GHG プロトコルは、スコープ 1 排出量に関するマーケット基準の算定手法について明確なガイダンスを提供していません。RE100 はバイオガス証書の使用をどのように扱っていますか。

スコープ 1 排出のインベントリに対して、マーケット基準の手段（例：グリーンガス証書）を使うことの妥当性についてはまだ結論が出ていません。GHG プロトコルは現在、既存のスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の排出に関する事業者向け GHG 算定報告基準をもとに、追加ガイダンスの必要性と対象範囲を決定するプロセスを進めています。このプロセスの一環として、GHG プロトコルは幅広いセクター、エンドユーザー、スコープを対象に、マーケット基準の算定手法の妥当性を包括的に検証することになっています。RE100 は、このプロセス後に GHG プロトコルが実施する基準やガイダンスの改訂（排出量算定におけるグリーンガス証書の使用に関する変更を含む）との整合性を確保していく考えです。

GHG プロトコルでは、このプロセスがまだ進行中であるため、排出量算定にグリーンガス証書を使用することの妥当性については、企業が自社で判断することが推奨されます。

GHG プロトコルの改訂が RE100 の技術要件に与える可能性のある影響については、FAQ 28 を参照してください。

56. EAC の償却は企業自身が実施する必要がありますか。それとも第三者に委託できますか。

再エネ電力の使用を主張する企業自身が、EAC レジストリにアカウントを開き、自社名義で EAC を償却する必要はありません。企業が再エネ電力の調達を他社に委託するように、EAC の償却も委託できます。ブローカー、コンサルタント、サプライヤー、その他の仲介業者がアカウントを開き、顧客に代わって EAC を償却することが可能です。

仲介業者はポートフォリオ償却方式を使用することもできます。この方式では、仲介業者が各社に個別の EAC を配分するのではなく、企業に代わって EAC をまとめて償却します。ポートフォリオ償却方式は、サプライヤーとの小売契約のような、既製の再エネ電力商品では一般的に使われている方法です。仲介業者は、EAC の調達元であるプロジェクトの国・地域、使用された技術、運転開始年などに関する情報を提供し、RE100 企業が報告義務を果たせるようにする必要があります。たとえば仲介業者は、顧客が調達電力の詳細を RE100 に報告できるように、特定の属性を証明する EAC を一部の顧客に代わってまとめて償却し、供給した再エネ電力の属性に関する情報を当該顧客に提供することができます。

市場バウンダリ

57. 複数の国で事業を展開している場合、特定の国または地域で調達した再エネ電力を事業全体に適用できますか。

できません。詳細は、[RE100 技術要件](#)の付録 B を参照してください。

58. 目標年が近づいていますが、再エネ電力を購入できない市場があります。どうすればよいですか。

市場に再エネ電力を入手する手段がない場合、企業は RE100 目標を達成できません。これは企業側の失敗ではなく、市場側の失敗です。市場が需要に見合った供給を提供できていないことを意味します。しかし企業が「次善の策」として、別の市場で発電された再エネ電力に対して発行された EAC を購入し、市場の失敗を補うことはできません。RE100 は「セオリー・オブ・チェンジ（変化の理論）」の考え方にに基づき、企業が再エネ電力を消費していない場所に常に注目しています。

企業にできることは、自社が事業を展開している市場の課題について声を上げることです。一部の市場では、RE100 は政策ワーキンググループに参加する機会をメンバー企業に提供しています。こうしたワーキンググループの目的は、調達の障壁を下げることです。RE100 ワーキンググループがない市場では、企業は調達の障壁を下げるための提言活動を独自に行うことも可能です。企業には、CDP への毎年の報告を通じて、各市場で自社が直面している障壁を開示することも推奨されます。

59. ある市場で購入した再エネ電力を、別の市場での再エネ電力の使用として主張することが今後認められる可能性はありますか。

RE100 では、この可能性を検討中です。2022 年、RE100 は技術要件の変更に関する公開協議を実施しました。この時に提案された変更の 1 つが、一定の条件下では市場バウンダリを超えた再エネ電力の物理的調達を認めるというものでした。

この提案の背景には、シンガポールや他の ASEAN 諸国、オーストラリアの間で、系統接続インフラの整備やエネルギーとエネルギー属性の取引契約が進行しているという状況がありました。

最終的に、この提案は複数の理由から撤回されました。

CDP は、輸入による（つまり市場バウンダリを超えた）再エネ電力の使用の主張を認める可能性について検討した結果をまとめ、政策立案者、規制当局、EAC システム運営者向けのワーキングペーパーとして発表しました。このワーキングペーパーには、こうした主張がはらんでいる課題と、課題に対応するために必要な（しかし十分とは言えない）解決策が示されています。

60. 事業を行っている国に再エネ電力の調達手段がない場合、どうすればよいですか。

RE100 は、一部の市場では再エネ電力の調達が困難であり、時には不可能であることを認識しています。

RE100 メンバー企業は、再エネ電力調達のリーダーとして、現地のサプライヤーや電力会社、政策立案者と連携すること、他のメンバー企業と需要を集約し、再エネ電力の自主的な調達が可能な市場環境の実現に取り組むことを奨励されています。RE100 が政策提言活動を活発に展開している市場では、RE100 と直接連携することも可能です。

再エネ電力の調達が特に困難な地域では、RE100 はメンバー企業間の連携を支援していく考えです。メンバー企業は、再エネ電力の自家発電を検討することも可能です。

ほとんどの市場では、電力セクターは自由化の方向に進んでいます（ただし、一部の市場では自由化に逆行する動きも見られます）。つまり、企業の自主的な調達を阻んでいる障壁は今後、徐々に緩和される見込みです。

61. RE100 には国単位ではなく、「サブナショナル（州・地域など国家未満の）単位」の市場バウンダリは存在しますか。たとえば、テキサス州の系統運用機関である ERCOT（Electricity Reliability Council of Texas）は独立した市場と見なされますか。

いいえ。RE100 では、州・地域単位の市場バウンダリを設定していないため、ERCOT は米国およびカナダ市場の一部と見なされます。テキサス州で発行された REC は、米国の他の州の事業にも適用でき、その逆も可能です。ただし、こうした系統から電力を調達する際は、各系統の固有の制約を十分に検討する必要があります。たとえば、ERCOT は米国の他のすべての系統から独立しているため、ERCOT で発電された電力を米国全体で使用したと主張すれば、当然ながら多くのステークホルダーから批判を受けることになります。多くの企業は、地域密着型の調達戦略を採用しており、再エネ電力の調達を通じて、電力を消費している地域の系統の再エネ電力比率に影響を与えようとしています。現時点では、RE100 に州・地域単位の市場バウンダリを設定し、運用する体制はありません。

62. 同じ国ではあるものの、電力系統は共有されていない島嶼地域（例：米国に編入されていない自治領のプエルトリコ）の場合は、どうすればいいですか。この場合も、電力の消費地である島から再エネ電力を購入する必要がありますか。

RE100 はサブナショナル単位の市場バウンダリを設けていないため、REC システムのルールが認められるのであれば、米国本土で発行された REC をプエルトリコでの電力消費に適用することは可能となります。しかし、米国本土で発電・購入された再エネ電力は、プエルトリコの系統と一切接続されていません。そのため、RE100 は企業に対し、再エネ電力はできる限り現地で調達すること、この例で言えば、プエルトリコで発電された再エネ電力を調達することを強く推奨しています。

63. 独立運用されている系統が多数存在する国や、電力系統と接続されていない地域が多い国（例：インドネシア）の場合は、どうすればいいですか。この場合も、電力の消費地である島から再エネ電力を購入する必要がありますか。

RE100 はサブナショナル単位の市場バウンダリを設けていないため、インドネシアについても、電力を消費している島と同じ島から再エネ電力を購入する必要はありません。しかし RE100 は企業に対し、再エネ電力の購入が物理的な電力供給に与える影響を考慮することを推奨しています。FAQ 62 と同様に、RE100 はできる限り、現地で再エネ電力を調達することを推奨しています。

64. RE100 は、AIB の「ドメイン外償却」を認めていますか。

RE100 は、再エネ電力が発電された地域と当該電力の使用を主張する地域の地理的整合性のみを考慮して、信頼できる市場バウンダリを定義しています。RE100 が認識している市場内での証書の移転や償却に関するルールは定めていません。ここでいうドメイン外償却とは、欧州エネルギー証明システム（EECS）の原産地証明（GO）を、それが発行された EECS のドメインから輸出することなく、別の地域での主張に使用することを指します。これは、市場バウンダリを完全に無視した主張ではありません。

RE100 は、AIB 外でのドメイン外償却（つまり、特定の EECS ドメインで発行された EECS の GO を、非 AIB 加盟国での主張に使用すること）を認めていません。その理由は、RE100 の市場バウンダリの定義に従っていないためです。

AIB 内でのドメイン外償却（つまり、EECS の GO を、当該 GO が発行されたドメイン内で償却する一方で、当該 GO を輸出することなく、別の EECS ドメインで主張すること）は、EECS のルールに違反しています。EECS ドメイン間での証書の移転には、実務上の障壁がある場合があります。そのような場合は AIB にお問い合わせください。

65. 中国本土で調達した再エネ電力を、台湾の事業に適用できますか。

台湾の政治的、法的位置づけは議論の分かれる問題ですが、電力市場の観点から言えば、少なくとも RE100 チームが認識している限り、台湾と中国本土を相互に接続している系統は存在しません。さらに、電力セクターを規定する法律も異なります。台湾には、T-REC と呼ばれる独自の再エネ電力市場制度があり、これは RE100 報告に使用できる再エネ電力証書として認められています。一方、中国のグリーンエネルギー証書 (GEC) は、中国本土で使用されることを前提に設計されたものです。

そのため、台湾の事業に関する RE100 報告では、T-REC など台湾で使われている証書を使用する必要があります。

66. 中国本土で調達した再エネ電力を、香港で展開している事業に適用できますか。

できます。香港は政治的には中国本土に含まれ、電力の約 25% を中国本土から輸入しています。このため、香港と中国本土は再エネ電力に関しては同一の市場と見なされます。

香港には、香港で発電された再エネ電力に対して EAC を発行する電力会社が存在します。つまり、香港で事業を展開している企業は、再エネ電力を香港で調達することが可能です。この方法は、中国本土から再エネ電力を購入するよりも、香港の調達環境に大きな影響を与えられる可能性があります。

67. 英国は EU から離脱したため、欧州の市場バウンダリからも除外されますか。英国と EU は別々の市場として扱うべきですか。

EU と、英国のガス・電力市場局 (Ofgem) は現在、EU・英国間の電力取引において、再エネ電力の算定手法の相互承認を行っていません。再エネ電力の観点からは、英国は独立した市場です。

RE100 は 2022 年に欧州の市場バウンダリの定義を変更しましたが、それ以前から EU と Ofgem は相互承認を停止しています。現在、英国内における再エネ電力の使用を、EU で発電された再エネ電力に基づいて主張することは、信頼できる主張とは認められません。

企業は、[RE100 技術要件](#)の付録 B を確認し、RE100 が加えた変更が再エネ電力の使用の主張と認定に与える影響を十分に理解する必要があります。

68. アイルランドと北アイルランドは電力市場を共有しています。アイルランドの GO を北アイルランドにおける主張に、または北アイルランドの REGO をアイルランドにおける主張に使用できますか。

できません。北アイルランドは英国の一部であり、FAQ 67 で説明した通り、RE100 は英国を独立した市場として扱っています。

アイルランドと北アイルランドの Single Electricity Market Operator (SEMO) は、北アイルランドのサプライヤーが電源構成の開示に REGO を使用することを認めています。しかし、アイルランドのサプライヤーは電源構成の開示に REGO を使用することを認められていません。

アイルランドと北アイルランドは、サプライヤー間で再エネ電力属性の相互承認が行われていないため、RE100 が定める再エネ電力の単一市場の基準を満たしていません。

69. シンガポールとマレーシアは、いつ再エネ電力の単一市場として認められますか。

FAQ 59 を参照してください。

現時点では、シンガポールとマレーシアは再エネ電力の単一市場とは見なされていません。再エネ電力市場として認められるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- 電力セクターを管理する法律や規制について、生産と消費の地域において整合が取れている。

- 電力系統が実際に相互接続されており、システム全体での協調がとられている。
- 電力会社やサプライヤーは、互いのエネルギー属性を認識し、エネルギーおよびエネルギー属性の取引において、それを考慮している。

現在、東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国は、再エネ市場手段の取引を促進するため、単一市場の形成を目指す方針を示していますが、意欲だけでは市場統合は実現しません。また、新たな系統インフラを建設し、シンガポールの再エネ輸入を拡大する議論も行われていますが、現時点ではまだ建設されていません。

70. 現在、ロシア連邦では I-REC は発行されていません。どうすればよいですか。

RE100 は、ほとんどの市場では調達障壁は時間とともに減少すると考えていますが、一部の市場では逆に障壁が強化される可能性もあります。

ロシアにおける I-REC の発行停止は、同国での再エネ電力の安定した調達に新たな障壁をもたらしています。現在、ロシアで事業を展開している企業は、同国で再エネ電力を調達する新たな方法を見つけなければなりません。これまでに企業から寄せられた報告によると、I-REC に登録されていない発電事業者から再エネ電力を供給しているロシアのサプライヤーと契約することはできるため、現在もロシアで再エネ電力を調達できる可能性はあります。

ロシア国内で I-REC を入手できない現在、ロシア国外で発電された再エネ電力を購入し、それをロシア国内での再エネ電力の使用として主張することは「次善の策」ではありますが、RE100 では認められません。再エネ電力の使用の主張は、その主張が行われる市場の実際の状況を反映したものでなければなりません。

再エネ電力の調達が難しい地域については、RE100 は CDP コーポレート質問書の質問 7.30.20 において、当該市場の障壁について報告することをメンバー企業に求めています。

リーダーシップとインパクト

71. RE100 技術要件は、再エネに対する先進的な取組みと言えますか。

RE100 技術要件は、RE100 のリーダーシップを象徴する仕組みの 1 つにすぎません。RE100 目標に期限があること、世界規模の目標であることも、RE100 が持つリーダーシップの側面です。RE100 企業が RE100 の政策提言活動に積極的に関与していることも、RE100 の先進性を表しています。

72. 再エネ電力の調達を通じて、もっと大きなインパクトを生み出すためにはどうすればいいですか。

[RE100 リーダーシップ・ペーパー](#)の中で、RE100 は企業の再エネ電力調達が持つ、さまざまなリーダーシップの側面を論じています。インパクトのある調達は、その 1 つです。インパクトのある調達については、多様な考え方があり、合意された評価手法はありません（例：環境正義の観点からの評価）。RE100 では、インパクトのある調達の重要なポイントとして、調達が系統の変化に貢献していることを重視しています。具体的に言えば、「追加性」を重視しているということです。追加性は、低炭素型の電力に移行するという RE100 の目的とも一致しています。追加性は、現在ではすべての市場で重視されているインパクトのある調達の一面でもあります。インパクトのある再エネ電力の調達の観点から言うと、追加性とは、その調達を行うことで、系統の再エネ電力容量を増やす効果がある調達を指します。

しかし、系統に変化をもたらすことを目的とした、インパクトのある調達の手法は他にもあります。こうした革新的な調達手法は、RE100 がリーダーシップ・ペーパーを発表した後に登場したのですが、高度に発達し、自由化された電力市場でしか機能しないため、すべての市場で利用できるわけではありません。RE100 は、こうした先進的な調達手法の使用を認める方法を検討していますが、RE100 技術要件に含めることはできません。技術要件は、すべての国・地域に適用できるものでなければなりません。ここでは、先進的な調達手法の例を 2 つ紹介します。

再エネ電力の使用について信頼できる主張を行うためには、再エネ電力の調達と消費は同じ市場で行われなければなりません。これが RE100 の市場バウンダリの要件です。しかし、消費と発電の場所マッチングの精度は高いとは言えません。時間マッチングについても、RE100 のビンテージ制限は再エネ電力の発電と消費の時期を「合理的に近い」としか定めておらず、具体的な定義が存在しないため、精度は改善の余地があります。現在では、タイムスタンプ付きの EAC や、1 時間単位、30 分単位の電力量を計測する手法も登場しており、電力の消費と再エネ電力の調達の時間マッチングを正確に実行しやすくなっています。位置と時間のマッチング精度を高めることは、安定した再エネ系統の構築に貢献する可能性があります。このような再エネ電力の調達アプローチは、系統に大きなインパクトを与えます。

もう 1 つ、系統に大きなインパクトをもたらす再エネ電力の調達手法が、再エネ電力の調達と、化石燃料を使用した発電の排出量ピークの時間を厳密にマッチングさせる方法です（すなわち、系統上で地域限界排出量が最も高くなる時間帯に再エネ電力を調達すること²）。この手法は、化石燃料を使用した発電と置き換えることで、排出量削減を最適化することを目的としています。世界規模で排出量削減を最大化するためには、最も汚染度の高い系統にこの手法を取り入れることが効果的です。そのため、この手法を採用する組織は、この手法を自社が事業を展開していない市場に適用する可能性があります。この場合、調達にかかる支出に対する排出量削減効果は、事業を展開している市場で調達するよりも高くなる可能性があります。再エネ電力の使用は主張できません。つまり、この手法を採用し、自社が事業を展開している市場以外で再エネ電力を購入する企業は、この購入を業務に使用するエネルギーの一部を調達するためではなく、地球規模の排出量削減を実現するための投資と捉える必要があります。

その他のインパクト指標に関する不確実性は、いかなる意味でも、こうした指標の重要性を損なうものではありません。企業は電源構成に与える影響に加えて、こうした指標についても検討する必要があります。

73. RE100 はなぜ、再エネ電力調達は設備の運転開始またはリパワリングから 15 年以内とする制限を定めているのですか。

調達対象となる発電設備の稼働年数に制限を設けているのは、再エネ電力の自主的な購入を通じて、より具体的な価格シグナルを送るため、つまり、新しい発電所が発電する電力の方が望ましいというメッセージを明確に伝えるためです。このルールは、どの国でも理解されやすいという利点もあります。

古い発電プロジェクトからの自主的な調達は以前から批判の対象となっており、一部の地域グリーンエネルギープログラムは発電設備の稼働年数に制限を設けています。RE100 の発電設備の稼働年数制限を受けて、同様のルールを導入した地域グリーンエネルギープログラムもあります。

RE100 の発電設備の稼働年数制限に関する詳細なガイダンスは、[RE100 技術要件](#)（第 5 セクションの 4.4 項）に記載されています。この制限が導入されるに至った協議プロセスの詳細は、[RE100 ガイダンスページ](#)の 2022 年技術要件改訂に関する協議文書に掲載されています。

74. RE100 企業は、再エネ電力の調達実績に対して、他にどのような承認を得られますか。

現在、RE100 の年次開示報告書には RE100 企業から寄せられた CDP 報告に基づく「インパクト指標」が掲載されています。これらの指標は、RE100 目標に対する進捗率に追加する形で開示が始まったものです。インパクト指標には (1) 調達手法の内訳（例：PPA 30%、サプライヤーとの契約 30%、電力と分離された EAC 40%）、(2) 過去 15 年以内に運転開始またはリパワリングされた設備を使って発電された再エネ電力の割合（%）、(3) エコラベルが付与されている再エネ電力の割合（%）、(4) EAC の償却を含む調達から得られた再エネ電力の割合（%）などがあります。これらの指標は、CDP に情報を公開している RE100 企業のみにも共有されます。

² 地域限界排出量（Locational Marginal Emissions：LME）とは、特定の場所・時点において、系統に 1 MWh のクリーンエネルギーが供給される際に置換される二酸化炭素排出量（トン）を測定する指標のこと。

この他、報告の全体的な質を示す指標も新たに公開されるようになりました。これは RE100 が過去の年次報告書で主張してきた報告品質の考え方に沿ったものです。

RE100 は、2023 年の年次開示報告書でグラニューラーマッチングに関するインパクト指標も追加する予定でしたが、この手法を利用した RE100 企業からの主張はありませんでした。

RE100 の年次開示報告書で公開されるメンバー企業の情報に関する詳細は、[RE100 がメンバー企業に求める説明責任について定めた RE100 のガイダンス](#)を参照してください。

75. RE100 技術要件にグラニューラーマッチングを導入する計画はありますか。24/7 アプローチがまた義務化されていないのはなぜですか。

現在のところ、年単位よりも厳格な時間的マッチングや、2022 年の技術要件よりも厳しい市場バウンダリ要件を導入する計画はありません。しかし、グラニューラーマッチングは GHG プロトコルの改訂プロセスで大きな注目を集めているテーマであり、将来的に RE100 技術要件にも影響を与える可能性があります (FAQ 28 参照)。

一部の市場では、再エネ電力の調達と消費のグラニューラーマッチングが、再エネ電力の新たな算定手法として注目されつつあります。米国と EU では、再生可能水素の生産者を対象とした法規制に、公的補助金の申請条件として、厳格な時間マッチング、場所マッチングの要件が導入される予定です。

グラニューラーマッチングは、企業による再エネ電力調達の文脈で大きな注目を集めてきましたが、依然としてほとんどの市場、ほとんどのエネルギー利用者は利用できない点に留意が必要です。その理由は、ほとんどの EAC システムは時間単位の証書を発行していないため、多くの利用者は自社の消費について、時間単位の情報を入手できない可能性があるためです。その上、世界規模で合意された方法論も存在しません。時間単位のマッチングは世界規模で共通の理解を得つつありますが、場所マッチングの要件に関する合意は存在しません。たとえば EU の水素規則では、同じ「入札ゾーン」からの購入が要件となっているのに対して、米国では、エネルギー省の「National Transmission Needs Study」が定義する「送電地域」が場所マッチングの要件として利用されています。こうした定義は政治的なものであって、科学的な定義ではなく、また世界規模で一般化することもできません。グラニューラーマッチングに関する一部の研究では、場所マッチングを定義するためのより厳密な基準として「供給可能性指標」が提案されていますが、すべての系統で算出可能かどうかは不透明です。また、現在の高粒度会計の手法では、再エネ電力の使用について二重主張が起きる可能性があり、RE100 が認める主張の要件と整合しません。

RE100 はグラニューラーマッチングを使用している RE100 企業に対し、当該アプローチの使用について報告するよう呼びかけています。グラニューラーマッチングを積極的に提唱している RE100 企業も存在しますが、実際にグラニューラーマッチングを利用した主張を行った企業はまだ存在しません。RE100 では、こうした呼びかけを通じて、新たなインパクト指標の公開や、グラニューラーマッチングを利用した開示の標準化に必要な情報を集めたいと考えています。

2022 年技術要件に関する FAQ

再エネ電力調達を発電設備の運転開始またはリパワリングから 15 年以内とする制限への移行や、欧州における再エネ電力の単一市場の見直しをもたらす影響に関して、企業、コンサルタント、REC ブローカー（仲介業者）から多くの質問が寄せられています。これらの質問の多くは、以下の 2 点に集約されます。

- 2021 年の技術要件を満たす契約のうち、グランドファザリングの対象となるものは何か（つまり、発電設備の稼働年数の制限の適用を受けず、2019 年の市場バウンダリに関する注記に従って主張することは可能か）
- 最初のプロジェクトからのオフテーカーとして締結した、プロジェクトを特定した長期のオフテイク契約として、発電設備の稼働年数の制限の適用を免除されるための条件は何か

これらの質問には、契約の条件や関係する当事者、更新・延長・解除条項など、契約上の取決めについて、詳細な説明が記載されていることが少なくありません。

RE100 は、個々の提案に対して、このような詳細さで明確な助言を提供することはできません。そのため、RE100 はガイダンスの根拠となっている基本的な原則について助言し、企業がこうした原則について考え、それを遵守した提案を行うことを推奨しています。グランドファザリングの対象となること、または運転開始日に関する制限を回避することを意図した契約に対して、RE100 が明示的な承認を行うことはありません。RE100 はメンバー企業に対し、RE100 と共に共通の目標に取り組むこと、誠実に行動し、適用の除外ではなく、インパクトの最大化を目指すことを期待しています。

2025年3月に公表した技術要件には、規制により運転開始からオフテイク開始までの間に遅延が生じる場合における、「最初のプロジェクトからのオフテーカー」の扱いに関する RE100 の見解を明確にした追加ガイダンス（第5セクションの4.2項）が掲載されています。

2021年の技術要件を満たしている主張のグランドファザリング

76. グランドファザリングの対象

グランドファザリングに関する規定の目的は、2022年技術要件への円滑かつ公平な移行を実現することです。RE100 は、再エネ電力の主張に用いられる契約の「運用開始日」を基準に、2024年1月1日を移行日として、グランドファザリングの対象となるかを判断する仕組みを導入しました。

契約の「運用開始日」とは、当該契約が再エネ電力の使用を主張するために初めて使用される電力消費日を指します。この定義は、電力と分離されていない調達（物理的 PPA、サプライヤーとの契約）にも、電力と分離された調達（仮想的 PPA、電力と分離された EAC の購入）にも適用可能です。運用開始日は、契約の締結日とは無関係である点に留意してください。

例：

- 企業は 2022 年 12 月にサプライヤーと新たな契約を締結し、2023 年 1 月に電力とエネルギー属性を受け取り、2023 年 1 月から 12 月の期間について、再エネ電力の使用を主張した。この場合、運用開始日は 2023 年 1 月である。
- 企業は 2020 年に仮想的 PPA を締結した。プロジェクトは 2023 年後半から発電と証書の提供を開始した。企業は、再エネ電力の発電と消費の時期は「合理的に近い」ことを定めたビンテージ制限に従い、2024 年 1 月に初めて、自社の電力消費に証書を適用し、仮想的 PPA を通じて調達した再エネ電力の使用に対する主張を開始した。この場合、運用開始日は 2024 年 1 月である。
- 2024 年 1 月、企業は過去 1 年間の電力消費に対する脱炭素化を行うため、電力と分離された EAC を一度だけ購入する目的で市場を訪れ、2023 年 1 月から 12 月までの期間について、再エネ電力の使用を主張するために適切なビンテージの EAC を購入した。この場合、運用開始日は 2023 年 1 月である。
- 企業は 2018 年にサプライヤーと契約を締結し、その後、継続して電力とエネルギー属性を受け取っている。企業は契約を毎年更新し、毎年 1 月から 12 月にかけて電力とエネルギー属性を受け取っている。現在は 2024 年 1 月で、2024 年 1 月から 12 月の期間を対象に契約を更新したところである。この場合、運用開始日は 2024 年 1 月である。

契約の運用開始日が 2024 年 1 月 1 日より前である場合、当該契約に基づく主張は 2021 年の技術要件を満たしている必要があります。契約を新たな契約によって置き換えた場合、または契約を更新した場合、運用開始日を新たに定義する必要があります。

グランドファザリングに関する規定は、RE100 企業の既存の供給契約が 2024 年まで継続しているケースに対応するためのものであり、2022 年の技術要件に追加された要件の適用を回避するために、新たに長期契約を締結することを促すものではありません。

77. グランドファザリングの対象となる主張は、どのように報告すればよいですか。

グランドファザリングの対象となるためには、7.30.17 に従い、以下の情報を開示する必要があります。

- 購入した再エネ電力の消費国・地域（列 1）
- 調達方法（列 2）
- 再エネ電力の技術タイプ（列 3）
- 選択した調達方法を用いて、報告年に消費した再エネ電力量（MWh）（列 4）
- 使用したトラッキング手段（列 5）
- 購入した再エネ電力の原産（発電）国・地域（列 6）
- 発電設備の運転開始またはリパワリングの年を報告できますか（列 7）
- （列 7 が「はい」の場合）発電設備の運転開始またはリパワリングの年（例：商業運転またはリパワリングの開始日）（列 8）
- 再エネまたは属性証書のビンテージ（発電年）（列 9）
- 供給契約の開始年（列 10）
 - 「運用開始日」と同義であり、2024 年よりも前であること
- 購入した再エネ電力と関連した追加的、自主的なラベル（列 11）

上記のいずれかに回答がない場合、企業は 2022 年の要件に従って説明責任を果たすこととなります。

78. 更新契約または自動更新条項を含む契約の運用開始日はいつになりますか。

付録 G の運用開始日の定義を解釈すると、更新契約は新規契約と見なされます。元の契約の運用開始日を、更新契約の運用開始日としないようにしてください。つまり、更新契約の運用開始日はいずれ 2024 年 1 月 1 日以降となり、したがって 2022 年の RE100 技術要件の適用対象となります。自動更新であることを理由に元の契約の運用開始日を継続し、過去の調達要件を維持することは認められません。

再エネ電力調達を設備の運転開始またはリパワリングから 15 年以内とする制限

79. 企業が「最初のプロジェクトからのオフテーカー」と見なされるための条件は何ですか。

RE100 の定義では、「最初のプロジェクトからのオフテーカー」とはすなわち、プロジェクトの運転開始またはリパワリング時に、当該プロジェクトが生成する再エネ電力を最初に購入し使用する企業です。

RE100 は、「最初のプロジェクトからのオフテーカー」という用語を、長期のプロジェクト特定契約を締結した企業が、当該プロジェクトの運転開始またはリパワリング時に受ける影響を認識するために用いています。

企業は、最初のプロジェクトからのオフテーカーとして電力購入契約（PPA）を締結することで、プロジェクトの資金調達に重要な役割を果たすことがあります。RE100 は、他の形態の調達であっても、企業は最初のプロジェクトからのオフテーカーとして、プロジェクトを特定した調達を行

うことができると考えています（サプライヤーとの特定の契約、電力と分離された EAC の調達など）。

RE100 は、仮想的な調達方法や、こうした方法を使用している企業が最初のプロジェクトからのオフテーカーとして認められるかどうかという質問も受けています。こうした提案には、次のような共通点があります。

- プロジェクトが商用発電所として運転を開始した後に始まるオフテイク契約
- プロジェクトが運転を開始するまでは締結されないオフテイク契約

2025 年 3 月に発表した RE100 技術要件には、第 5 セクションの 4.2 項に新たなガイダンスが追加され、運転開始またはリパワリングから企業のオフテイク開始までに間があく場合の取扱いや、運転開始またはリパワリングの日付制限の適用免除に関する RE100 の見解が明確にされました。

80. 「プロジェクト特定」（または「プロジェクトを特定した」）とは何を指しますか。

この用語については第 1 セクションで定義しており、付録 F に補足的なガイダンスを掲載しています。

81. 「長期」契約とは何を指しますか。

1 年契約でも、更新型であれば、運転開始またはリパワリングの日付制限の対象外と見なされるかという質問を何度か受けたことがあります。この質問は、その契約がプロジェクトを特定したものであり、かつ企業が最初のプロジェクトからのオフテーカーであることを前提としています。

再エネ発電事業者は、運転開始またはリパワリングを行うにあたって、長期的な確実性を必要としています。企業は、発電事業者が必要としている保証を 1 年契約によって提供できるのかを考える必要があります。

82. プロジェクト特定契約の場合、最初のプロジェクトからのオフテーカーであることをどのように報告すればよいですか。

企業がプロジェクト特定契約において、最初のプロジェクトからのオフテーカーとして、発電設備の稼働年数制限の対象外であるという主張を行う場合、企業は 7.30.17 において、以下の情報を開示しなければなりません。

- 購入した再エネ電力の消費国・地域（列 1）
- 調達方法（列 2）：以下のいずれかを選択
 - 系統接続された発電事業者との物理的電力購入契約（物理的 PPA）
 - 金融的（仮想的）電力購入契約（VPPA）
 - 電力サプライヤーとのプロジェクト特定契約
 - 電力と分離されたエネルギー属性証明（EACs）の調達
- 再エネ電力の技術タイプ（列 3）
 - 「その他（具体的に記載）」は不可
- 選択した調達方法を用いて、報告年に消費した再エネ電力量（MWh）（列 4）
- 使用したトラッキング手段（列 5）
- 購入した再エネ電力の原産（発電）国・地域（列 6）
- 発電設備の運転開始またはリパワリングの年を報告できますか（列 7）
 - 「はい」を必ず選択

- (列7が「はい」の場合) 発電設備の運転開始またはリパワリングの年(例: 商業運転またはリパワリングの開始日) (列8)
 - 運転開始またはリパワリングの年を明記
- 再エネまたは属性証書のビンテージ(発電年) (列9)
- 供給契約の開始年(列10)
 - これは「運用開始日」と同義であり、最初のプロジェクトからのオフテーカーと見なされるためには、運転開始またはリパワリングの年と一致していなければならない
- 購入した再エネ電力と関連した追加的、自主的なラベル(列11)

上記のいずれかに回答がない場合、または追加要件を満たしていない場合、企業の主張は発電設備の稼働年数制限から除外されません。

83. 公正市場価値はどのように算出すべきですか。

公正市場価値の算出方法について、RE100が具体的な助言を提供することはできません。公正市場価値については、現地の専門家と協力して評価することを推奨します。RE100ガイダンスは、リパワリングされた再エネ発電設備を検討する際の原則を定義するために、公正市場価値の概念を用いています。しかし、公正市場価値の具体的な算出方法をRE100が示すことはできません。

84. RE100は、企業のリパワリング提案の承認を行っていますか。

RE100が、特定の企業に対して助言や承認を行うことはありません。リパワリング提案が付録Dの定義に沿ったものであれば、その提案を進めてください。